

令和6年能登半島地震で被災された方々への義援金を受け付けます。

1 趣旨

新潟県、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会では、今回の地震により被災された方々に対するお見舞いとして寄せられる義援金を受け付けます。

2 義援金の使い方

義援金は義援金配分委員会により方針決定後、県内の被災された方々へお届けします。

3 受付期間

令和6年1月9日（火）から令和6年6月28日（金）まで（予定）

4 義援金受付方法

口座振込 別紙のとおり

5 税法上の措置

○ 所得税法について

所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除の対象となります。

○ 法人税法について

法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金として扱われます。

○ 個人の住民税について

地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附金控除額の対象となります。

お問い合わせ先

新潟県 出納局管理課決算・資金係 坂野

電話 025-280-5484

FAX 025-284-2772

E-mail ngt190010@pref.niigata.lg.jp

日本赤十字社新潟支部 組織振興課 玉木

電話 025-231-3121

新潟県共同募金会 担当 藤田

電話 025-281-5532

別紙

義援金取扱口座

※ 金融機関によって、取扱開始日が異なりますので、ご注意ください。

<令和6年1月9日(火)取扱開始>

金融機関	口座名	口座番号
ゆうちょ銀行	新潟県災害対策本部	00190-7-588900
	日赤令和6年能登半島地震災害義援金	00150-7-325411
	新潟県共募能登半島地震災害義援金	00130-0-515716

※ 振込手数料について

全国のゆうちょ銀行本支店及び郵便局の窓口での振込・振替の手数料は無料です。

(いずれの場合も ATM・ネットバンキング等からの振込については、手数料がかかります。)

<令和6年1月10日(水)取扱開始>

金融機関	口座名	口座番号
第四北越銀行県庁支店	新潟県災害対策本部	(普通)5021841
大光銀行新潟支店		(普通)3570321
第四北越銀行白山支店	日本赤十字社新潟県支部	(普通)5050125
第四北越銀行白山支店	社会福祉法人	(普通)1590791
大光銀行新潟支店	新潟県共同募金会	(普通)3043002

※振込手数料について

第四北越銀行、大光銀行の本支店間における窓口での振込については手数料無料です。

(上記の場合も ATM・ネットバンキング等からの振込については、手数料がかかります。)